

住友金属鹿島火力発電所

環境影響評価準備書についての意見の概要等の報告について

平成14年3月

住友金属工業株式会社

環境影響評価準備書の縦覧及び住民意見の受付が終了しましたので、その結果を報告いたします。

1. 公告について

- (1) 公告日 : 平成 14 年 1 月 31 日 (木)
- (2) 公告の方法 : 平成 14 年 1 月 31 日付の新聞八紙に掲載

2. 環境影響評価準備書の縦覧状況

- (1) 縦覧期間 : 平成 14 年 1 月 31 日 (木) から平成 14 年 2 月 28 日 (木)
- (2) 縦覧場所 : 三ヶ所で実施
 - ① 鹿嶋市役所 環境課
 - ② 神栖町役場 環境課
 - ③ 住友金属工業(株) 鹿島メッセ
- (3) 縦覧に係わる周知方法 : 下記により実施
 - ① 公告と共に 1 月 31 日付新聞八紙に掲載
 - ② 鹿嶋市広報誌 2 月 1 日発行「かしま」に掲載
 - ③ 神栖町広報誌 2 月 1 日発行「かみす」に掲載
- (4) 縦覧場所における縦覧方法、意見書記載についての案内等
各縦覧場所に下記の書類を備え縦覧方法、意見書記載方法について案内した。
 - ① 準備書の縦覧に関する御案内とお願い
 - ② 意見書記入用紙
- (5) 各縦覧場所における縦覧者数 (縦覧者名簿への記載者数)
 - ① 鹿嶋市役所 環境課 22 名
 - ② 神栖町役場 環境課 3 名
 - ③ 住友金属工業(株) 鹿島メッセ 2 名
 - 計 27 名

3. 住民意見の受付状況

- (1) 住民意見の受付期間 : 平成 14 年 1 月 31 日 (木) から平成 14 年 3 月 14 日 (木)
- (2) 住民意見の受付場所 : 住友金属工業(株) I P P 推進部 環境対策室
- (3) 住民意見の受付方法 : 縦覧場所での投函および郵送
- (4) 住民意見の数 : 5 通 (意見数 21 件)

4. 環境影響評価準備書に関する住民の意見及び事業者の見解・・・別紙

以上

【別紙】住友金属鹿島火力発電所 環境影響評価準備書に関する住民の意見及び事業者の見解

Ⅰ. 環境の保全の見地からの意見

1. 大気環境

住 民 の 意 見	事 業 者 の 見 解
(1) 近隣のSOx総量規制値はどの様になっていますか。	鹿島地区の企業は、茨城県、鹿嶋市、神栖町および波崎町と公害防止協定を締結しており、硫黄酸化物排出量の総量は各企業ごとに決められております。 弊社もこの総量規制値を守り操業しております。
(2) 降灰量も 68kg/h との事、特に鹿嶋地区での建設は許容範囲（人間が生息する）を超えるものである。	製鉄所のばいじん総排出量は 68kg/h ですが製鉄所の設備にばい煙処理設備を新設する計画としております。この結果、新設発電所を含めたばいじん総排出量は 67kg/h とすることとしております。 従いまして、周辺環境への影響は低減できるものと考えております。

2. 廃棄物

(1) 灰分はセメントの原料、硫黄は石膏にすると説明を受けましたが、果たして全て計画通りに行くのか、野積みされるのではないかと危惧しております。 野積みは粉塵飛散の問題も発生しますので、十分詰めておくことを期待しております。	石炭灰についてはセメント原料等に、石膏については石膏ボード原料等に有効利用する計画としております。 万一、リサイクルできないような事態には廃棄物処理法に則り適正に処分致します。
---	---

3. 温室効果ガス

(1) 環境影響評価については、地球規模で取り組まなければならない。地球温暖化防止対策について説明が十分でなかったのが残念です。 二酸化炭素74万トン排出、2万トンは設備で減らすとの説明がありましたが、地球温暖化防止についての基本的考えがあれば、当然公的に認められている発電所周囲を植林することにより、二酸化炭素の削減の説明があってしかるべきだと思います。	化石燃料の燃焼に伴い生成する二酸化炭素の回収・固定化策は、技術的・経済的に確立したものが無いのが実状でございます。 発電所建設にあたり、最新の高効率設備を選定し二酸化炭素排出の抑制に努めたいと思っております。 また、環境保全の観点から製鉄所の遊休地を利用し、樹木の育成を図って参ります。
---	---

住 民 の 意 見	事 業 者 の 見 解
(2) 化石燃料を使用するとき、地球温暖化の問題は避けて通れない課題です。 年々地球も温暖化が進み、先輩で都市部の温暖化について調査している人がおり後、30年もすれば日本の一部は亜熱帯地帯となるのではないかと考えております。知人が南極観測越冬隊として温暖化物質を測定しており、わずかずつであるが増えておると聞いております。 先般NHKのラジオ放送で、地球温暖化防止対策として、①植林 ②二酸化炭素を固定化して海底に埋める ③水素を利用してメタノールとして回収することの話がありました。 ①については、公的に認められた温暖化防止の対策であり、できるだけ製鉄所の植林を増やすようにお願いします。 ②と③については現在研究中とのことですが、②については実験段階に入っており発電所が稼動する頃には環境上問題がなければ実用化されるのではないかと推定しております。貴社では、その辺りを十分調査検討されたことと思いますが100年後、1000年後の我々の子孫のことを考えて再度技術的検討をお願いし、温暖化物質の排出抑制につとめていただくことを期待しております。副産物はリサイクルすると説明を受けましたが、二酸化炭素を副産物として捉え、検討していただくことを期待しております。	環境保全の観点から製鉄所の遊休地を利用し、樹木の育成を図りたいと思います。 ご指摘のありました ②CO2固定化 ③メタノール回収についてはCO2のリサイクル等の技術につきましても、現時点で経済性のある成熟した技術の段階にはない模様です。 今後、さらに技術動向を注視して参りたいと思います。
(3) CO₂排出量は、軽油、重油と比較して石炭が最も多く、この計画も年間72万トンのCO₂排出量となり地球温暖化を加速させるものであり反対します。	電力事業の電源構成は、経済性、エネルギーセキュリティ及びCO₂問題に配慮し、ベストミックスの観点から決められていると考えております。 弊社の卸供給電源は、こうした位置付けの中で電力事業の一翼を担うべく公募により選定されたものでございます。 弊社は卸供給事業者として高効率で安定した電力供給に努めたいと考えております。

4. その他

住 民 の 意 見	事 業 者 の 見 解
(1)「施設完成後、事後調査は行わず環境監視を行う」とあるが、この意味の区別が不明である。	事後調査とは「不確定要素等により予測結果が必ずしも確定されないとき、予測の結果がその通りになるかどうか等を事業実施後に調査し確認する」ものです。 また、環境監視とは、発生設備での排出量又は濃度が計画通りであることを監視するものです。 本事業に係る環境影響評価については、不確定要素等のある予測はなく、事後調査は実施しないこととしています。 一方、環境監視については、準備書(8.2-9頁)に記載のとおり、環境を保全する上で法律等の適用を受ける事項の他、自主環境監視を行うこととしております。
(2) 苦情処理受付部門を公表していただきたい。 また、定期的に監視結果を情報公開する制度を設けて欲しい。	本事業に関する受付けはＩＰＰ推進部となります。なお、事業所全体の受付けは、鹿島製鉄所 総務部 総務室となります。 鹿島製鉄所では適宜環境レポートを作成しております。この内容は弊社ホームページでも見ることができますのでご利用下さい。 また、環境監視結果については、公害防止協定に基づき、毎月、鹿嶋市、神栖町に報告しております。これは行政窓口で公開されています。
(3) ISO14001の精神に従って、環境負荷低減の計画実施し公表していただきたい。	鹿島製鉄所では、1997年にISO14001を取得して以来、その精神に従って、環境負荷低減の計画を作成しております。 なお、その結果については、環境報告書等に記載し公表しております。

住 民 の 意 見	事 業 者 の 見 解
(4) 先日、御社の環境影響評価準備書の説明会に出席致しました。 お話の主旨として、大きく環境を悪化させない措置を取っていますから現時点の環境は大きく悪化致しません、と言う事のように伺いました。 現在の環境は30年前の環境からするとかなり悪くなっていると思います。現在の環境悪化は資本主義社会をがむしゃらに求めた結果であり、社会が環境への配慮まで考えず、また環境の大切さに真剣に目を向けなかったことに大きな原因があったのではないかと思います。 これからの企業の社会的責任として、環境を現時点より悪化させなければ良いとする考えで本当に良いのでしょうか。 一企業として環境への配慮、保全への協力だけでなく、企業の経営姿勢の中に環境を昔の良き状態に戻すために何ができどのような方法が可能かを検討し行動を起こす未来社会に対する企業責任を考え実行する企業であることを願います。	弊社は「ISO14001環境マネジメントシステムの環境方針」の中で、基本理念を次の様に定めてこの達成に向けて努力しているところでございます。 「事業活動を行うにあたり、環境保全の重要性を認識し、長期的かつグローバルな視点に立って、環境負荷低減を継続的にはかりながら、人と社会と環境との調和を目指して活動する。」 今後も地域に根ざした企業活動を進めて参りたいと思っております。
(5) 準備書に記載の「住民の意見」の項目の内容と前回提出時の意見の内容に正確さを欠く部分が散見される。 1) 準備書 第4.1-1表(2) (4-3頁) 大気関係「(1)ばい煙は・・・」の文章中にS-酸化物、N-酸化物、煤塵の各排出量が削減されている。ものを判断する際、数字は大切な情報であり、是非掲載すべきである。 何か不都合なことがあるのか。	方法書段階で戴いたご意見を、準備書に記載するにあたりご意見の主旨を損なわない範囲で、第三者にも理解できるよう、分かり易く簡潔に纏めさせていただきました。 尚、戴いたご意見は次の通りでした。 【方法書に関する意見の全文】 煤煙に関する事項については規制値の1/10程度との当局の話(4/11)ですが負荷量を算出しました。 ・ 3-1 S-酸化物の排出量 630kg/M $25(\text{g}/\text{m}^3) \times 35\text{m}^3 \times 24\text{H} \times 30\text{日} = 630\text{kg}/\text{M}$ ・ 3-2 N-酸化物の排出量 1,036.8kg/M $30(\text{g}/\text{m}^3) \times 48\text{m}^3 \times 24\text{H} \times 30\text{日} = 1,036.8\text{kg}/\text{M}$ ・ 3-3 煤塵の排出量 11,520kg/M $10(\text{mg}/\text{m}^3) \times 1,600,000\text{m}^3 \times 24\text{H} \times 30\text{日} = 11,520,000\text{g}/\text{M}$ 上記負荷量は、現在この地域で排出されている(企業、民間を含め)量に対してかなりの割合になるのではないかと(特に煤塵について)。残念ながら方法書本文には述べられていない。予測は出来ないものだろうか？

住 民 の 意 見	事 業 者 の 見 解
2) 準備書 第4 1-1表(3) (4-4頁) その他「(2)方法書の内容を・・・プロセスフロー等・・・」の文章中にネガティブフローの文字が削除されている。環境問題を考察する場合、プロセスフローとネガティブフローは一体のものであり、この文字を削除したことは当局の見識を疑いたくなる。是非追加すべきである。	「ネガティブフロー」は「プロセスフロー」の一部と理解し、これを含めた意味で「プロセスフロー等」と記載致しました。
(6) 準備書に記載「事業者の見解」の項目の内容について 1) 準備書 第4 1-1表(2) (4-4頁) 大気(1)「ばい煙は、SO₂、NO_x、ばい煙等であり・・・この情報は・・・行政当局と協議し状況の把握に努めます」が反転し、 「住友金属全体で削減して、現状以下に排出量を抑えるからこの地域の排出量は調査しない」旨、記載されている。 しかし、これだけの記載だけでは抽象的な言葉であり、納得の出来るものではない。「何をどの様にして、どの位削減するのか」を具体的数値で示してもらわないと判断できない。前段に記載のように「行政当局と協議し、状況の把握に努めてもらいたい」。 尚、この問題は非常に重要であり、完成稼動後も尾を引くことは間違いなく、再考を促しておきたい。 2) 準備書 第4 1-1表(3) (4-4頁) その他(2)「発電設備仕様が確定した準備書段階で可能な限り明確に致します。」と記載されている。どの様な段階で、どの様な形で、プロセスフローとネガティブフローを明らかにするか具体的に記載すべきである。 3) 準備書 第4 1-1表(3) (4-4頁) その他(4)緑化のことで「工場立地法の規定・・・満足するように考えております。」と記載されています。工場規定は、最低限の基準と考えます。 よって、満足の前に「十分に」の言葉を入れていただきたく要望します。	ばい煙の排出量につきましては、準備書本文(2-33頁及び8.1.1-96頁)に記載のとおり、具体的に対策方法及び数値を明記しており、その上で、「住友金属全体で削減し、現状以下に排出量を抑える」としております。 以上のことから、大気環境濃度は現状より悪くはならないと予測しております。 従いまして、地域全体の量を把握する必要はないと考えました。 ご指摘の事項は、準備書に記載しております。 発電所の概念図 (7ページ) (2-8頁) 主要機器の種類・容量 (2-23頁) 使用石炭の銘柄及び性状 (2-24頁) ばい煙に関する事項 (2-25頁) 冷却水 一般排水関係 (2-25 2-29頁) 廃棄物の種類及び量 (2-32頁) 温室効果ガス等 (8.1.9-1頁) 緑化については準備書(8.1.4.22頁)に記載の通り、規制の緑化率20%(環境施設率25%)に対し、約46%を計画しておりご趣旨に沿うものと考えております。

住 民 の 意 見	事 業 者 の 見 解
(7) 環境影響評価手続き（概要）によると、第１段階「方法書」の中で、「市長・町長」からの意見が県知事にだすようになっている。今回の準備書の中に、それらしき内容が見当たらない。「何もなかったらその旨を明記すべきである。」	県知事は、市町長の意見を勘案した上で、「知事意見」を経済産業大臣へ提出することになっています。 従いまして、「知事意見」には「市長、町長」からの意見が反映されていると考えております。
(8) 本書に県知事の意見及び通商産業大臣の勧告が記載されているが、目につくのは重金属の問題の指摘であり、住民の当面心配しているばい煙の増加（絶対量）による健康上の負荷について触れてない。	事業者が直接お答えすることではないかも知れませんが、大臣勧告及び県知事意見は、方法書に記載の「環境影響評価項目並びに調査・予測及び評価の手法」に対し審査され、必要であると思われる事項について御指導されたものであると理解しております。 尚、ばい煙等の環境保全措置につきましては、これからの行われる準備書の審査で明らかにされるものと考えております。
(9) この地域の特異性を考慮し、他の地域に先駆けた先見の目で住民により透明性の高い「評価書」の作成を期待したい。	住民の皆様に理解いただけるように「評価書」の作成をまいります。
(10) 率直に申し上げて、説明は素人には理解しにくい内容でした。今後は素人にもわかりやすく説明していただくようお願いいたします。	住民説明会ではなるべくわかりやすく説明致したつもりであります。いたらなかった点は、今後、研鑽に努めて参ります。
(11) 環境影響評価の時点は、どこでも問題なく建設が承認されているかと思います。しかし、現実には色々問題がでているのが過去の実状です。 過去の、石炭火力発電所の環境問題についてのトラブル等を調査して、環境問題の再発防止を図ることを期待しております。	過去の石炭火力発電所のトラブル事例等を調査し、これらを実機に反映し、問題がおきないように努めたいと思います。

住 民 の 意 見	事 業 者 の 見 解
(12)火力発電所の建設は、利幅は少ないが確実に儲かるからの投資と思います。電力自由化で近い将来家庭用の単価も下がってくると思います。 そのとき、利益を確保するため、JCO、雪印乳業、雪印食品等と同じ轍を踏まないことを期待しております。 小生、20数年、朝夕貴社の煙突からの煙を眺めて生活してまいりました。特定の日になると煙突の煙の排出がちがうことがあり、操業方法を変えているのかと思うこともあります。 人間には性善説、性悪説か両方がありますが、残念ながら企業は性悪説だと思っております。性善説を期待しております。	常日頃の事業活動を通じ、事業所周辺の住民の皆様方のご理解を賜ります様努めて参ます。
(13)稼働後の環境悪化問題は企業にとっても、住民にとっても不幸な出来事であり、その解決に費用と時間がかかります。貴社の英知を集めて、公害の無い発電所の建設を期待しております。	発電設備の建設に際しましては、実績のある最新の設備を採用し、トラブルのない様にしていきたいと思っております。

Ⅱ．環境の保全の見地以外の意見

住 民 の 意 見	事 業 者 の 見 解
(1) 電力設備は充分足りており、特に鹿島地区は主力の東電の設備は遊休設備となっており建設を中止すべき。	発電所の建設は長期的な需要動向に沿って計画されるものであります。 電力の需要は今後とも増加する見込みであり、かかる見地から電力会社が新規電源を募集し弊社が対応することになったものであります。
(2) リストラを進めながらの建設には反対します。	事業再構築（リストラ）の一環として発電事業を行うものであり、これにより雇用の確保もできると考えております。

以 上

【 別 添 資 料 】

1. 公告に係る新聞掲載内容
2. 鹿嶋市広報誌 2月1日発行 「かしま」掲載記事
神栖町広報誌 2月1日発行 「かみず」掲載記事
3. 準備書縦覧場所に掲載した資料
4. 意見書記入用紙

環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに
説明会開催についてのお知らせ
このたび弊社は、火力発電所建設計画に伴い、
「環境影響評価準備書」を作成致しました。
つきましては、環境影響評価法第16条準備
書についての公告及び縦覧並びに第17条説
明会の開催等の規定により、本事業に係る環
境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会を左記
により行います。

1. 対象事業
●事業者の名称 住友金属工業株式会社
●代表者の氏名 代表取締役社長 下妻 博
●所在地 茨城県鹿嶋市大字新浜四丁目五番十二号
●対象事業の名称 住友金属鹿嶋火力発電所建設計画
●種類 火力発電(火力)
●規模 出力五十万七千キロワット
- 事業実施区域 住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所内
茨城県鹿嶋市大字新浜十八番地の一
●関係地域 茨城県鹿嶋市および神栖町
2. 準備書の縦覧
●場所 鹿嶋市役所 環境課
神栖町役場 環境課
住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所 環境課
●期 間 平成十四年一月三十日(木)より
平成十四年二月二十八日(木)まで
但し、土曜・日曜・祝日は除きます。
午前九時から午後五時まで。
●時 間 午前九時から午後五時まで。
●意見書の提出 「環境影響評価準備書」について、環境
保全の見地からのご意見をもちたい
方は、縦覧場所に備え付けの用紙に、
住所氏名およびご意見を記入のうえ、
意見箱に投函くださるか、または、問
合わせ先へ書面でお寄せください。
3. 説明会
●鹿嶋市 日時 平成十四年一月三十日午後八時
場所 鹿嶋市役所 環境課
茨城県鹿嶋市宮中三・五番地の一
電話 0299(83)5911
●神栖町 日時 平成十四年二月一日午後八時
場所 神栖町文化センター
茨城県鹿嶋市神栖町四九番地の四
電話 0299(90)5511
4. お問い合わせ先
茨城県鹿嶋市大字光三番地
住友金属工業株式会社
I-P推進部 環境対策室
電話 0299(84)2748

環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに
説明会開催についてのお知らせ
このたび弊社は、火力発電所建設計画に伴い、
「環境影響評価準備書」を作成致しました。
つきましては、環境影響評価法第16条準備
書についての公告及び縦覧並びに第17条説
明会の開催等の規定により、本事業に係る環
境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会を左記
により行います。

1. 対象事業
●事業者の名称 住友金属工業株式会社
●代表者の氏名 代表取締役社長 下妻 博
●所在地 茨城県鹿嶋市大字新浜四丁目五番十二号
●対象事業の名称 住友金属鹿嶋火力発電所建設計画
●種類 火力発電(火力)
●規模 出力五十万七千キロワット
- 事業実施区域 住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所内
茨城県鹿嶋市大字新浜十八番地の一
●関係地域 茨城県鹿嶋市および神栖町
2. 準備書の縦覧
●場所 鹿嶋市役所 環境課
神栖町役場 環境課
住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所 環境課
●期 間 平成十四年一月三十日(木)より
平成十四年二月二十八日(木)まで
但し、土曜・日曜・祝日は除きます。
午前九時から午後五時まで。
●時 間 午前九時から午後五時まで。
●意見書の提出 「環境影響評価準備書」について、環境
保全の見地からのご意見をもちたい
方は、縦覧場所に備え付けの用紙に、
住所氏名およびご意見を記入のうえ、
意見箱に投函くださるか、または、問
合わせ先へ書面でお寄せください。
3. 説明会
●鹿嶋市 日時 平成十四年一月三十日午後八時
場所 鹿嶋市役所 環境課
茨城県鹿嶋市宮中三・五番地の一
電話 0299(83)5911
●神栖町 日時 平成十四年二月一日午後八時
場所 神栖町文化センター
茨城県鹿嶋市神栖町四九番地の四
電話 0299(90)5511
4. お問い合わせ先
茨城県鹿嶋市大字光三番地
住友金属工業株式会社
I-P推進部 環境対策室
電話 0299(84)2748

環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに
説明会開催についてのお知らせ
このたび弊社は、火力発電所建設計画に伴い、
「環境影響評価準備書」を作成致しました。
つきましては、環境影響評価法第16条準備
書についての公告及び縦覧並びに第17条説
明会の開催等の規定により、本事業に係る環
境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会を左記
により行います。

1. 対象事業
●事業者の名称 住友金属工業株式会社
●代表者の氏名 代表取締役社長 下妻 博
●所在地 茨城県鹿嶋市大字新浜四丁目五番十二号
●対象事業の名称 住友金属鹿嶋火力発電所建設計画
●種類 火力発電(火力)
●規模 出力五十万七千キロワット
- 事業実施区域 住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所内
茨城県鹿嶋市大字新浜十八番地の一
●関係地域 茨城県鹿嶋市および神栖町
2. 準備書の縦覧
●場所 鹿嶋市役所 環境課
神栖町役場 環境課
住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所 環境課
●期 間 平成十四年一月三十日(木)より
平成十四年二月二十八日(木)まで
但し、土曜・日曜・祝日は除きます。
午前九時から午後五時まで。
●時 間 午前九時から午後五時まで。
●意見書の提出 「環境影響評価準備書」について、環境
保全の見地からのご意見をもちたい
方は、縦覧場所に備え付けの用紙に、
住所氏名およびご意見を記入のうえ、
意見箱に投函くださるか、または、問
合わせ先へ書面でお寄せください。
3. 説明会
●鹿嶋市 日時 平成十四年一月三十日午後八時
場所 鹿嶋市役所 環境課
茨城県鹿嶋市宮中三・五番地の一
電話 0299(83)5911
●神栖町 日時 平成十四年二月一日午後八時
場所 神栖町文化センター
茨城県鹿嶋市神栖町四九番地の四
電話 0299(90)5511
4. お問い合わせ先
茨城県鹿嶋市大字光三番地
住友金属工業株式会社
I-P推進部 環境対策室
電話 0299(84)2748

環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに
説明会開催についてのお知らせ
このたび弊社は、火力発電所建設計画に伴い、
「環境影響評価準備書」を作成致しました。
つきましては、環境影響評価法第16条準備
書についての公告及び縦覧並びに第17条説
明会の開催等の規定により、本事業に係る環
境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会を左記
により行います。

1. 対象事業
●事業者の名称 住友金属工業株式会社
●代表者の氏名 代表取締役社長 下妻 博
●所在地 茨城県鹿嶋市大字新浜四丁目五番十二号
●対象事業の名称 住友金属鹿嶋火力発電所建設計画
●種類 火力発電(火力)
●規模 出力五十万七千キロワット
- 事業実施区域 住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所内
茨城県鹿嶋市大字新浜十八番地の一
●関係地域 茨城県鹿嶋市および神栖町
2. 準備書の縦覧
●場所 鹿嶋市役所 環境課
神栖町役場 環境課
住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所 環境課
●期 間 平成十四年一月三十日(木)より
平成十四年二月二十八日(木)まで
但し、土曜・日曜・祝日は除きます。
午前九時から午後五時まで。
●時 間 午前九時から午後五時まで。
●意見書の提出 「環境影響評価準備書」について、環境
保全の見地からのご意見をもちたい
方は、縦覧場所に備え付けの用紙に、
住所氏名およびご意見を記入のうえ、
意見箱に投函くださるか、または、問
合わせ先へ書面でお寄せください。
3. 説明会
●鹿嶋市 日時 平成十四年一月三十日午後八時
場所 鹿嶋市役所 環境課
茨城県鹿嶋市宮中三・五番地の一
電話 0299(83)5911
●神栖町 日時 平成十四年二月一日午後八時
場所 神栖町文化センター
茨城県鹿嶋市神栖町四九番地の四
電話 0299(90)5511
4. お問い合わせ先
茨城県鹿嶋市大字光三番地
住友金属工業株式会社
I-P推進部 環境対策室
電話 0299(84)2748

環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会開催についてのお知らせ

このたびは、火力発電所建設計画に伴い、「環境影響評価準備書」を作成致しました。
つきましては、環境影響評価法第十六条準備書についての公告及び縦覧並びに第十七条説明会の開催等の規定により、本事業に係る環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会を左記により行います。

1. 対象事業

●事業者の名称 住友金属工業株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 下妻 博
所在地 茨城県鹿嶋市中区北郷四丁目三番地三番

●対象事業の名称 住友金属鹿嶋火力発電所建設計画
種類 火力発電(火力)
規模 出力五十万七千キロワット

●事業実施区域 住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所内
茨城県鹿嶋市大字新浜十八番地の一

●関係地域 茨城県鹿嶋市および神栖町

2. 準備書の縦覧

●場所 鹿嶋市役所 環境課
神栖町役場 環境課

●期 間 住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所内
平成十四年一月三十一日(木)より
平成十四年二月二十八日(木)まで
但し土曜、日曜、祝日は除きます。
午前九時から午後五時まで。

●意見書の提出 環境影響評価準備書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙に住所氏名およびご意見を記入のうえ、意見箱に投函くださるかまたはお問い合わせ先へ書面でお寄せください。

3. 説明会

●鹿嶋市 日時 平成十四年一月三十一日午後八時から八時半
場所 鹿嶋市役所 環境課
茨城県鹿嶋市宮中三三番地の二
電話 0299(83)5911

●神栖町 日時 平成十四年二月一日午後八時から八時半
場所 神栖町文化センター
茨城県鹿嶋市神栖町四九番地の四
電話 0299(90)5511

4. お問い合わせ先

茨城県鹿嶋市大字光三番地
住友金属工業株式会社
I-P推進部 環境対策室
電話 0299(84)2748

新しいばらき新聞

環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会開催についてのお知らせ

このたびは、火力発電所建設計画に伴い、「環境影響評価準備書」を作成致しました。
つきましては、環境影響評価法第十六条準備書についての公告及び縦覧並びに第十七条説明会の開催等の規定により、本事業に係る環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会を左記により行います。

1. 対象事業

●事業者の名称 住友金属工業株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 下妻 博
所在地 茨城県鹿嶋市中区北郷四丁目三番地三番

●対象事業の名称 住友金属鹿嶋火力発電所建設計画
種類 火力発電(火力)
規模 出力五十万七千キロワット

●事業実施区域 住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所内
茨城県鹿嶋市大字新浜十八番地の一

●関係地域 茨城県鹿嶋市および神栖町

2. 準備書の縦覧

●場所 鹿嶋市役所 環境課
神栖町役場 環境課

●期 間 住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所内
平成十四年一月三十一日(木)より
平成十四年二月二十八日(木)まで
但し土曜、日曜、祝日は除きます。
午前九時から午後五時まで。

●意見書の提出 環境影響評価準備書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙に住所氏名およびご意見を記入のうえ、意見箱に投函くださるかまたはお問い合わせ先へ書面でお寄せください。

3. 説明会

●鹿嶋市 日時 平成十四年一月三十一日午後八時から八時半
場所 鹿嶋市役所 環境課
茨城県鹿嶋市宮中三三番地の二
電話 0299(83)5911

●神栖町 日時 平成十四年二月一日午後八時から八時半
場所 神栖町文化センター
茨城県鹿嶋市神栖町四九番地の四
電話 0299(90)5511

4. お問い合わせ先

茨城県鹿嶋市大字光三番地
住友金属工業株式会社
I-P推進部 環境対策室
電話 0299(84)2748

常陽新聞

環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会開催についてのお知らせ

このたびは、火力発電所建設計画に伴い、「環境影響評価準備書」を作成致しました。
つきましては、環境影響評価法第十六条準備書についての公告及び縦覧並びに第十七条説明会の開催等の規定により、本事業に係る環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会を左記により行います。

1. 対象事業

●事業者の名称 住友金属工業株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 下妻 博
所在地 茨城県鹿嶋市中区北郷四丁目三番地三番

●対象事業の名称 住友金属鹿嶋火力発電所建設計画
種類 火力発電(火力)
規模 出力五十万七千キロワット

●事業実施区域 住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所内
茨城県鹿嶋市大字新浜十八番地の一

●関係地域 茨城県鹿嶋市および神栖町

2. 準備書の縦覧

●場所 鹿嶋市役所 環境課
神栖町役場 環境課

●期 間 住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所内
平成十四年一月三十一日(木)より
平成十四年二月二十八日(木)まで
但し土曜、日曜、祝日は除きます。
午前九時から午後五時まで。

●意見書の提出 環境影響評価準備書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙に住所氏名およびご意見を記入のうえ、意見箱に投函くださるかまたはお問い合わせ先へ書面でお寄せください。

3. 説明会

●鹿嶋市 日時 平成十四年一月三十一日午後八時から八時半
場所 鹿嶋市役所 環境課
茨城県鹿嶋市宮中三三番地の二
電話 0299(83)5911

●神栖町 日時 平成十四年二月一日午後八時から八時半
場所 神栖町文化センター
茨城県鹿嶋市神栖町四九番地の四
電話 0299(90)5511

4. お問い合わせ先

茨城県鹿嶋市大字光三番地
住友金属工業株式会社
I-P推進部 環境対策室
電話 0299(84)2748

読売新聞 茨城版

環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会開催についてのお知らせ

このたびは、火力発電所建設計画に伴い、「環境影響評価準備書」を作成致しました。
つきましては、環境影響評価法第十六条準備書についての公告及び縦覧並びに第十七条説明会の開催等の規定により、本事業に係る環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会を左記により行います。

1. 対象事業

●事業者の名称 住友金属工業株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 下妻 博
所在地 茨城県鹿嶋市中区北郷四丁目三番地三番

●対象事業の名称 住友金属鹿嶋火力発電所建設計画
種類 火力発電(火力)
規模 出力五十万七千キロワット

●事業実施区域 住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所内
茨城県鹿嶋市大字新浜十八番地の一

●関係地域 茨城県鹿嶋市および神栖町

2. 準備書の縦覧

●場所 鹿嶋市役所 環境課
神栖町役場 環境課

●期 間 住友金属工業株式会社鹿嶋製鉄所内
平成十四年一月三十一日(木)より
平成十四年二月二十八日(木)まで
但し土曜、日曜、祝日は除きます。
午前九時から午後五時まで。

●意見書の提出 環境影響評価準備書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙に住所氏名およびご意見を記入のうえ、意見箱に投函くださるかまたはお問い合わせ先へ書面でお寄せください。

3. 説明会

●鹿嶋市 日時 平成十四年一月三十一日午後八時から八時半
場所 鹿嶋市役所 環境課
茨城県鹿嶋市宮中三三番地の二
電話 0299(83)5911

●神栖町 日時 平成十四年二月一日午後八時から八時半
場所 神栖町文化センター
茨城県鹿嶋市神栖町四九番地の四
電話 0299(90)5511

4. お問い合わせ先

茨城県鹿嶋市大字光三番地
住友金属工業株式会社
I-P推進部 環境対策室
電話 0299(84)2748

火力発電所建設のための

「環境影響評価準備書」の縦覧と説明会

住友金属工業㈱が、火力発電所の建設計画のため「環境影響評価準備書」を作成し、環境影響評価法による縦覧(閲覧)、説明会を実施します。なお、この準備書について意見などがある場合は、縦覧場所にある所定の用紙に記入して提出してください。

事業者▶住友金属工業株式会社 代表取締役社長 下妻 博

所在地▶大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号

対象事業▶住友金属鹿島火力発電所建設計画

【環境影響評価準備書の縦覧】

縦覧期間▶1月31日(木)～2月28日(木)9:00～17:00(土・日・祝日除く)

ところ▶鹿嶋市役所環境課、住友金属工業㈱鹿島メッセ

【説明会】

とき▶2月7日(木)18:00～20:00 ところ▶鹿島勤労文化会館

問合せ▶住友金属工業㈱IPP推進部環境対策室 ☎84-2748

火力発電所建設計画に伴う「環境影響評価準備書」の 公告・縦覧並びに説明会の開催について

住友金属工業㈱では、火力発電所建設計画に伴い環境影響評価準備書の公告・縦覧並びに説明会を開催いたします。

- ・事業者の名称▶住友金属工業株式会社
- ・代表者の氏名▶代表取締役社長 下妻 博
- ・所在地▶大阪市中央区北浜4-5-33
- ・事業の名称▶住友金属鹿島火力発電所建設計画

- ・事業の規模▶出力 50万7千Kw
- ・事業実施区域▶住友金属工業㈱鹿島製鉄所内
- ・関係地域▶鹿嶋市および神栖町

■準備書の縦覧

期間▶1月31日(木)～2月28日(木)

※土・日曜日、祝日を除く

時間▶午前9時～午後5時

場所▶神栖町役場環境課、鹿嶋市役所環境課

住友金属工業㈱鹿島メッセ

意見書の提出▶この準備書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙に氏名・住所・ご意見を記入の上、意見箱に投函するか、問合せ先へお寄せください。

■説明会

●神栖町

日時▶2月15日(金)午後6時～8時

場所▶神栖町文化センター

●鹿嶋市

日時▶2月7日(木)午後6時～8時

場所▶鹿島勤労文化会館

問合せ先▶住友金属工業(株)IPP推進部
環境対策室 ☎84-2748

平成14年1月31日

縦覧者各位

住友金属工業株式会社
I P P推進部

準備書の縦覧に関するご案内とお願い

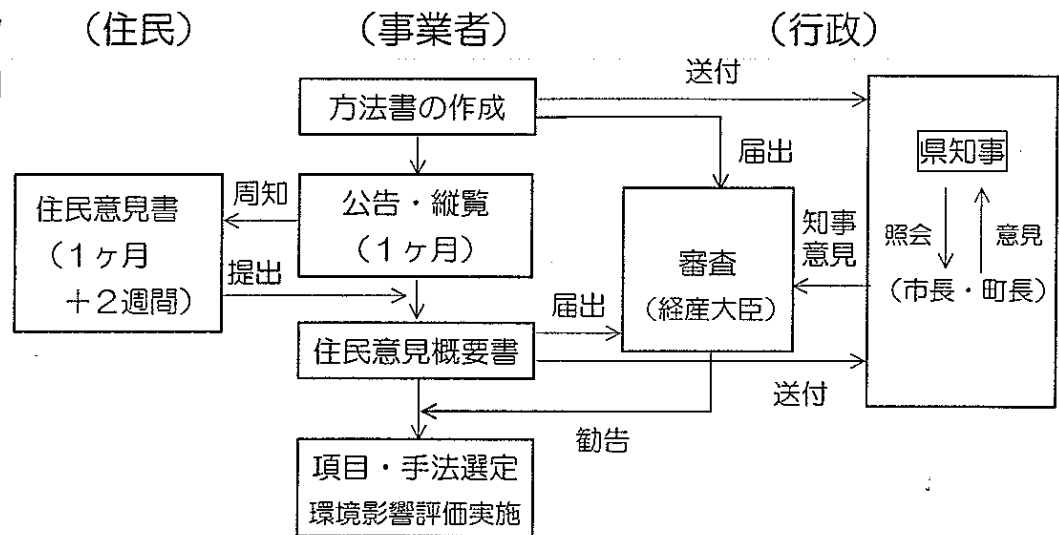
「住友金属鹿島火力発電所 環境影響評価準備書」は環境影響評価法第十六条に基づいて皆様に縦覧いただきます。

環境影響評価法に基づく発電所の環境アセスメントの手続きはp-2に示すとおりです。

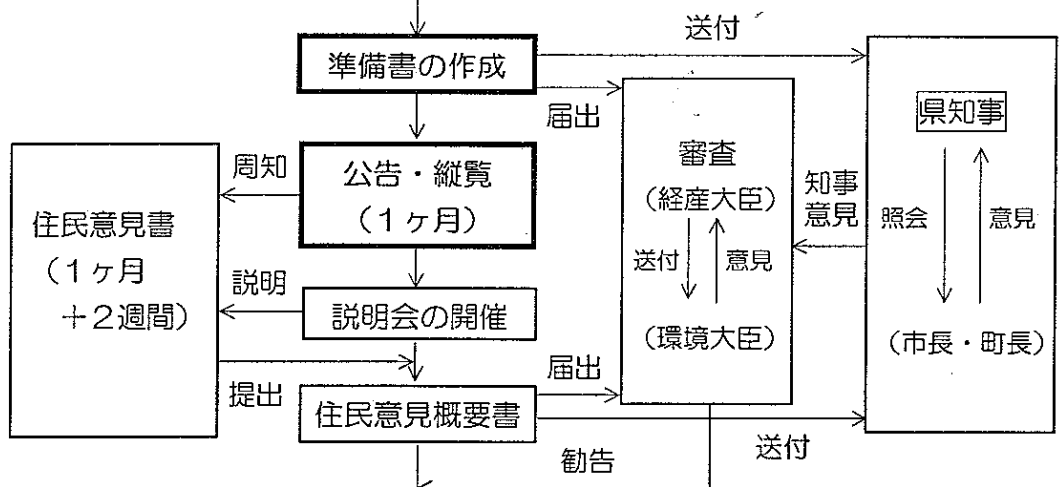
1. 縦覧場所のご案内： 準備書の縦覧は、「鹿嶋市役所」・「神栖町役場」
「鹿島メッセ」の3箇所で実施しています。
2. 縦覧時間のご案内： 縦覧は平成14年2月28日まで、平日（土・日・祝日を
除く）の午前9時から午後5時までとさせていただきます。
3. 縦覧される方へ： 準備書を縦覧されます方は、お手数ですが「縦覧者名簿」
（お願い）にお名前・ご住所をご記入いただけますようお願いします。
また、準備書を指定の場所から持ち出したり、複写すること
はご遠慮いただいています。
4. ご意見のご提出： 準備書について環境保全の観点からご意見をお持ちの方
は、p-3に示す要領で「書面にて」3月14日（木）まで
にお寄せ下さい。
お寄せいただいたご意見書については、弊社がご意見の
概要及びそのご意見に対する見解をとりまとめ、経済産業
大臣に提出するとともに、茨城県知事及び鹿嶋市長、神栖
町長に送付します。
5. お問い合わせ： 準備書の縦覧に関するお問い合わせは、以下の場所にお願
いします。
・住友金属工業㈱ I P P推進部 環境対策室
TEL：0299-84-2748
（平日の午前9時から午後5時までにお問い合わせします）

環境影響評価手続き（概要）

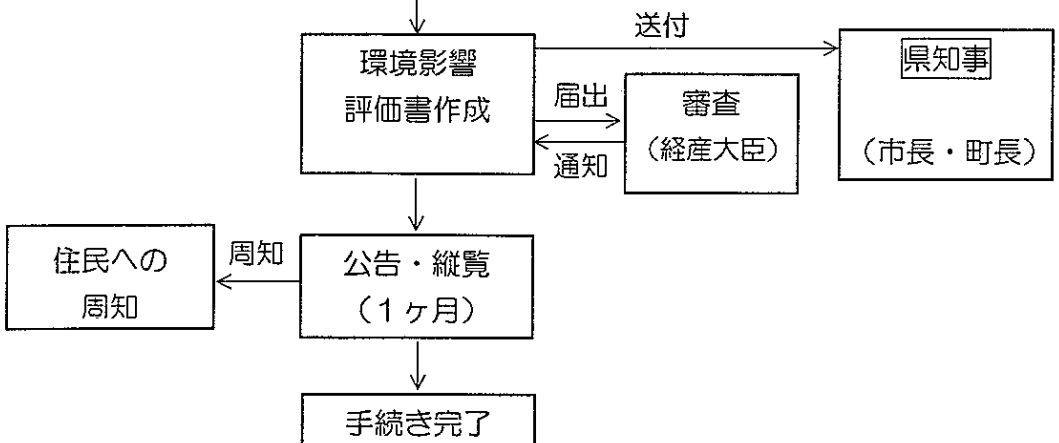
(1) 第1段階 「方法書」



(2) 第2段階 「準備書」



(3) 第3段階 「評価書」



ご意見のご提出について

P-3

準備書について環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、環境影響評価法施行規則第十二条に従い、書面にて3月14日（木）までにお寄せ下さい。

お寄せいただいたご意見書については、弊社がご意見の概要及びそのご意見に対する見解をとりまとめ、経済産業大臣に提出するとともに、茨城県知事及び鹿嶋市長、神栖町長に送付します。

1. 記載いただく内容は以下のとおりとなっています。

- (1) ご意見書を提出しようとする方のお名前及びご住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者のお名前及び主たる事務所の所在地）
- (2) ご意見書の提出の対象である準備書の名称
「住友金属鹿島火力発電所 環境影響評価準備書」
- (3) 準備書についての環境保全の見地からのご意見
(日本語により意見の理由を含めて記載願います。)

2. 弊社では以下の方法によりご意見をお受け致します。

- (1) 用 紙 : 縦覧場所に添付の意見書用紙をお使い下さい。(尚、様式は特定いたしませんので、他の用紙にご記入いただいても結構です。)
- (2) 方 法 : ①縦覧期間中 … 縦覧場所の備え付けご意見箱にご投函下さるか、
または以下の宛先にご郵送下さい。
②縦覧終了後 … 平成14年3月14日（木）までに到着するよう、
以下の宛先にご郵送下さい。

(3) 宛 先 : 〒314-0014 茨城県鹿嶋市光3番地

住友金属工業株式会社 鉄鋼事業本部 IPP推進部 宛

環境保全の見地からの意見書

1. ご意見書を提出しようとする方のお名前及びご住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者のお名前及び主たる事務所の所在地）

(ふりがな) お 名 前	ご 住 所	ご連絡先（差し支えなければ 電話番号をご記入下さい）
	〒	

2. ご意見書の提出の対象である準備書の名称
「住友金属鹿島火力発電所 環境影響評価準備書」

3. 準備書についての環境の保全の見地からのご意見（ご意見の理由を含め、ご記入ください）

* 意見書は：縦覧期間中 … 縦覧場所の備え付けご意見箱にご投函下さるか、または以下の宛先に郵送下さい。

縦覧終了後 … 平成14年3月14日（木）までに到着するよう、以下の宛先に郵送下さい。

* 宛 先 ： 〒314-0014 茨城県鹿嶋市光3番地

住友金属工業株式会社 鉄鋼事業本部 IPP推進部 宛